

別表十（八） 附表の記載の仕方

この明細書は、投資法人が措置法第67条の15第1項（投資法人に係る課税の特例）又は平成31年改正前の措置法第67条の15第1項（投資法人に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。